平成２２年（フ）第８４号
鹿児島県阿久根市塩浜町２丁目221番地
債務者　早水　英行
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
鹿児島県薩摩川内市田海町11番地57
債務者　笠毛　通夫
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕4698番地１
債務者　鎌田　康**隆**
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町29番１号
債務者　橋口　久子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
鹿児島県薩摩川内市中郷１丁目６番４号松本ハイツ206
債務者　村野　雄造
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
鹿児島県阿久根市山下2281番地１
債務者　冨永　周矩
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
鹿児島県薩摩川内市向田町1113番地
債務者　若林　征男
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
鹿児島県薩摩川内市中村町465番地
債務者　原田幸一郎
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
鹿児島県薩摩川内市東郷町鳥丸686番地２
債務者　稼木　義治
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
鹿児島県出水市上鯖渕1036番地４
債務者　坪井　明子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
鹿児島県薩摩川内市大小路町54番24号コーポすなお201号
債務者　上堂園　秀
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原12375番地
債務者　桐野　弘幸
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１６７８号
宮城県岩沼市相の原２丁目７番1133号
債務者　佐伯　道雄
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８３号
仙台市青葉区台原３丁目29番11号
債務者　伊藤　桂二
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８４号
仙台市青葉区台原３丁目29番11号
債務者　伊藤　公江
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２５号
仙台市青葉区通町１丁目７番34号　メイゾン青葉204
債務者　神田　良子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５１号
宮城県亘理郡亘理町字北新町21番地９
債務者　鎌戸　友美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５２号
仙台市太白区西中田５丁目７番10―203号
債務者　小野とし江
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係